

(第一類 第四号)

第二回國會 司法委員會會議錄第三十一号

昭和二十三年六月十四日(月曜日)

午前十一時二十五分開議

出席委員

委員長 井伊 誠一君

理事 鍛冶 良作君 澤八並 達雄君

佐藤 昌三君 花村 四郎君

松本 弘君 池谷 信一君

石井 繁光君 猪俣 浩三君

柳原 千代君 打出 信行君

中村 俊夫君 吉田 安君

委員外の出席者

參議院議員 伊藤 修君

參議院司法委員會 泉 芳政君

參議院司法委員會 專門調査員 小本 貞一君

本日の會議に付した事件

人身保護法案(參議院送付) (予第四号)

(筆記)

○井伊委員長 開會する。人身保護法案を議題とする。

○打出委員 人權の保護は憲法、刑事訴訟法、警察法等により保護せられてゐるのに、さらに本案を提出する特別の事情があるのか。

○泉參議院專門調査員 これらの法律によつては、事後における救済あるいは該職者に対する制裁はあるが、現実に拘束されてゐるものに対しては、救済するところがない。本案は当面の被拘束者救出の必要から提案するものである。

○打出委員 説明書に軟禁という用語があるが、これは具体的にはたとへば

政争時における中立議員の抱きこみのため、よそに連れ出して優遇するような場合は、中立議員はかえつて喜ぶものもあり、また別に公娼制度が廃止された今日でも、なお場所によつては継続してゐるものがある。かかるものが遊廓以外に外出できないが、またそれかといつて外部へ解放されることを希望しない。このような状態の本人の意思に反して、相手方や客等から救済するのは妥当ではなく、このような場合には、主観によつて判断すべきものであると思ふが、本案では客観的にでき

てゐると思ふ点があるがどうか。

○泉參議院專門調査員 主観を重視してゐるのであつて、客観的な拘禁に見えても、本人の自由意思に基づくときは救済に値しないと思ふ。

○打出委員 管轄する高等裁判所もしくは地方裁判所に請求するところがあるが、高等裁判所及び地方裁判所とした理由いかな。

○泉參議院專門調査員 場合によつては重要なもの、あるいは慎重を要するものがあり、一部には高等裁判所のみにする議論があつたが、事犯は全國にわたる可能性もあり、また迅速を要するので、一審として高等裁判所または地方裁判所と規定した。

○打出委員 重大、軽微を見分けのいかなる目安によるか。

○泉參議院專門調査員 たとへば反対派のものが拘束したような場合は、重大と考へる。

○打出委員 第三條に地方裁判所とあ

るが、今日地方裁判所の事件がきわめて多く、重大な事犯を單獨判事に委せるおそれがあるから、地方裁判所では合議制にする但書を設ける必要はないか。

○泉參議院專門調査員 本案による請求に対しては、すべて合議制のもとに行ふことになるが、なお、それらの詳細な規定は、最高裁判所の定めるところになる。

○打出委員 濫訴のおそれがないか。あるいはまた同一事犯について他の人から請求するといふような煩雜はないか。

○泉參議院專門調査員 人身保護請求は始めての制度であるから、相當の事犯が提起されることが予想されるが、そのプレキとして、第二條で弁護士を代理人とする原則が立てられてゐるから、訴訟に明らかな責任のある弁護士が適当に判断すると考へる。また第五條で全然要件を缺くようなときは、決定で却下できる。また理由のないことが明白なときは、第九條で決定により棄却することができると考へる。

○打出委員 第十條中五百円以下の料は安過ぎるのではないか。

○泉參議院專門調査員 これは一種の法廷侮辱罪の規定であるがわが國では、現在これを缺くので、一應秩序前

あるように、出頭命令に服さぬときは、勾引留置ができるし、なおその上に一日について五百円以下の割合で科料に処することができると考へる。

○打出委員 十八條の上訴は、控訴の意味か、または上告の意味か。

○泉參議院專門調査員 今回修正によつて十九條となつた。この規定における上訴は、地方裁判所のしたのも、高等裁判所のしたのも、一律に最高裁判所が法律審すなわち法令違反の審査に限られるものであつて逐條説明に事實審のように書いてあるのは訂正する。これは憲法並びに判令違反についてとなつてゐる改正刑事訴訟法によらない。

○打出委員 地方裁判所や高等裁判所は、未済事件が多い。さらに本案によりたくさん事件が提起され、事實上審理可能に心配する。ついでに裁判官の数を増すような点について、最高裁判所に交渉したか。

○泉參議院專門調査員 從來立案に當つて交渉したが、刑事数の点について交渉してゐない。元來裁判所の多忙は、多く刑事事件によると思ふが、この審理そのものは民事訴訟的である。

○打出委員 他の法律と本案の裁判と抵触のときはどうか。

○泉參議院專門調査員 事は拘束が正当な法律の手続によつたかどうかにあるから、他の裁判による不服申立との関係であるが、実体的な公判裁判の免訴等とは交渉をもちたいと思ふ。刑事事件以外については、問題は起らないと考へる。

○井伊委員長 休憩する。
午後一時三十分休憩
午後二時四十分開議

○井伊委員長 休憩前に引續いて會議を開きます。

○鍛冶委員 この間から審議があつたのに出てきませんで、新たに質問いたしますことは、まことに恐縮であります。事情を御察の上、御答弁をお願いいたします。

○打出委員 本法の趣旨についてであります。人身保護法というものは、いわゆる人權保障を排除するといふか、救済するといふかをもつて目的とするものと考へますが、その趣旨は、いわゆる官憲の不法拘禁を排除するつもりでありましようか。それとも一般のあらゆる場合を予想して、やられたものでありましようか。この点からお伺ひしたいと思ひます。

○伊藤參議院司法委員長 提案理由にも御説明申し上げております通り、御指摘のように、あらゆる場合を想像いたしまして、官憲の場合、いわゆる刑事事件の場合にも起り得る状態でありまうから、そういう場合も、また私人間におけるところの拘禁といふような場合も、ともに含むつもりで、本法を立案したつもりであります。

○鍛冶委員 そこでもちろんわれわれもそうあらなければならぬと思ひますが、一般世人の考へておられますところ、世人といひましても、素人だけではありませんが、専門家はなおさらこの点に間違ひを生じやすいと思ひますが、これはいわゆる不法拘

禁、檢察官もしくは警察等の捜査に關する不法拘禁を排除するをもつて目的とするもののように考へておるものが非常に多いのであります。従いまし、せうなりますと、刑事訴訟法その他の不法拘禁をいうのではなくて、他の一般の大きな権利から出ておると思うのであります。その根本はどこから出ておるのか、その点をまずお伺いしたいと考へます。

○泉參議院專門調査員 私より御答弁をいたします。御案内のように、憲法三十四條の後段に、その人身保護法を示唆する根本の規定がございますので、これに應える裏づけの規定として、本法を立案した次第であります。

○鍛冶委員 憲法三十四條を見ますと、「何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を與えられなければならない。拘留又は拘禁されなければ、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。」となつておりますが、どう見ても、これは先ほどから言う捜査のために、もしくは警察上の方面からやられたものを規定しておるのではないかと考へるものであります。何となれば、いわゆる私人の拘禁というか、掠奪その他のものになりますと、理由を告げるとか、弁護人を依頼するとか、弁護人を出席せしめるとか、そんな私人が理由を告げる必要はない。理由も何もない。無法にひつぱつていくことが、いわゆる私人の拘禁になるのでありますから、どうもそれだけでは、説明が足りないのではないかと考へます。が、いかがでしょうか。

○泉參議院專門調査員 御案内のように、憲法三十四條は、その前の憲法三十一條及び三十三條を受けたものと解釈されておるのであります。三十四條の字句から見ますと、「一應さうにも考へられるのでありますけれども、これに三十一條を含むというふうな言われておる趣旨から考へまして、三十一條は、あえて刑事事件の場合のみならず、すべての場合を含んでおるというふうな、一般學者も説いておるやうに心得ております。

○鍛冶委員 私はすべてのものを入れることがいかぬというのではありませう。すべてのものを入れなければいかぬ、そう思うのだが、どうもこの法案の第一條だけを見ては、その意味が現われておらぬのじやないか。という誤弊があるかもしれないが、はつきりしておらぬと思ひますから、そこでその根拠はどこにあるか。そしてかような日本にとつては圓期的の法律が、何ゆゑに必要なものであるか、この点をまず第一番に明確にしておくことが、何よりも必要事項なりと考へますから、申し上げるのであります。そういたしますと、むしろ三十一條の前段が主じやないでしょうか。この点はいかやうに思つておりますか。

○泉參議院專門調査員 本法の必要性については、鍛冶委員もつとに御了承くだすつたことと思ひます。あります。その根拠につきましては、本法では「法律上正当な手続によらないで、」と書き加へた。憲法の三十四條では「正当な理由がなければ、」という表現を用いておられますし、また憲法の三十一條には、「法律の定める手続によらなければ、」というふうな言葉づかい

をしております。そこで憲法の三十四條といへども「正当な理由がなければ、」という意味は、決して公判、裁判に關するやうな事由を理由としては救済を必要とするとはできないのだという解釈は、ほぼ一定しておるやうに考へられますので、むしろ表現としては、三十一條の「法律の定める手続によらなければ、」という方がまさつておるのではなからうかというので、本法の第一條でも「法律上正当な手続によらないで、」という表現を用いたわけでありませう。御指摘のように、三十一條もまた三十四條の後段に劣らない有力な根拠になるわけでございます。直接には三十四條の後段が、本法制定の根拠になるのではないかと考へるに考へております。

なお本法第一條の「身体の自由を拘束されてゐる者は」というこの「拘束」という文字を用ひました点も、その意味を含ましたつもりであります。刑事訴訟法の逮捕、拘禁あるいは拘留というやうな文字をことさら避けて、一般私人または私人團體による場合に、すべてこれを含むという趣旨から、廣い意味で「拘束」という文字を使つたつもりであります。御了承願ひます。

○鍛冶委員 大体わかりましたが、何しろ本法は圓期的な法律でありますし、今ごろこんなことをされるのは遅いといふ人があるかもしれないが、いすれにいたしましても、わが國の法律体系としては圓期的なものと考えるのであります。そこで近ごろは新しい法律の第一條として、この法律を制定するに至つた根本理由、または本法のねらいとする目的等を掲げることが、

だん／＼はやつてまいりました。大分現われてきたのであります。私は旧來ある民法、刑法であるとか、または刑事訴訟法などにはさうななくともいい、もう法律家が十分わかつてゐるし、素人においてもわかつてゐる。ただかういふ圓期的な法律で、かういふ程度のことをしようといふことが、國民にもわかつてゐないものに対してこそ、ああいうことが要るのではないかと考へます。従いまし、われ／＼にとつても疑問のある法律であり、特に圓期的な重大な法律であるから、これは第一條として本法の根本理由を現わすことが、最もこの法律に精彩を添えるゆゑんではないかと考へますが、いかがなものでありますやう。

○伊藤參議院司法委員長 まことに鍛冶委員の仰せには、われ／＼としても全的に賛成するものであります。第一條にこれを表現するかどうかという点に對しましては、あるいは前文に鍛冶委員の仰せのごとき趣旨を十分盛り込んで、この法律の運用に指針を與える、もしくは法律の解釋の基礎を與えることが、最も好ましいことではないかと考へますが、第一條はわれ／＼としても、はなはだ不十分な点があるものであります。これは關係方面に對しても、われ／＼の意思がどうしても透徹できなかったもので、表現の方法として遺憾な点があるのですが、それを補う意味において、たとえば御指摘のやうな趣旨を、前文にしたいといたうことになれば、なおさらわれ／＼としても好ましいことだと信ずる次第であります。

○鍛冶委員 今參議院の委員長のおつ

しやつたことは、私はあえて前文でなければいかぬとか、第一條でなければならぬといふことは申しませんが、まことに必要なものと考へますので、よく懇談して、いま一遍お考えを願ひたいと思ひます。われ／＼もできるだけ御協力してやりたいと考へます。そこで次に承りたいのは、個人の實力または私的團體による不法拘禁の場合であります。入れることはまことに必要なことでもあるし、入れなくちゃならぬと思ひますけれども、この点も明確にしておくにあらずんば、第一非常な社會不安を生じ、濫用とかそんなことを生ずる憂へがないかと思ひます。あります。殊に近ごろは夫婦關係に對しても——これは一つの例ですが、妻の欄束される行為を夫が取消することをなくしました。私はあの條文の改正に對しては、これは何とか考へなければいかぬのだと言つたのですが、原案のまま押切られたのですが、ああいうやうな場合に、女房が夫に黙つてはかへ移ぎに行つておる。そうすると夫が来て、私の妻を不法監禁してゐると言ふ。かういふやうなことで、いろ／＼な場合を想像できるのであります。この目途というものをつけておかないで、第三者に非常に迷惑を及ぼすといふことが考へられると思ひます。殊に私的拘禁といふ場合をいろいろ想像してみますと、どこかに基準といふものがなくては、きりがありません。思ひます。その点はお考へにならなかつたでしょうか。

○泉參議院專門調査員 お答えいたします。仰せのように、本法は初めての試みでありまして、すべてが予想のものと立案されておるのであります。か

るわけでありますが、概括的に、身体
の拘束を伴うこの種の契約は、すべて
たゞいまでは法律上無効ということに
なつておるのではないかというふう
に考へております。この点はお法律上
の根拠等につきまして、後ほど研究し
て御報告申し上げたいと思ひます。要
するに、ほしいままなる意思ではな
く、客観的に見てそれが自由意思に
なつたかというところが、判断の基準
にならうかと考へておる次第であり
ます。

○鍛冶委員　これ、あなたとそう議論
しておつてもよいが、もう一
遍まじめに考へてみましょう。身体か
縛束するというのが、實際はよそから通
うてやつてもよいし、その家におつて
やつてもよい仕事があるのです。から
だを使わなければならぬ。ところが研

から特にその家で食べさせてもらつて働いておる。それをつかまへると、私はいやなのに使われておる。こう思う。これらの点等、多岐多様にわたる。でも、もう少し考えていただきたい。思います。考える余地がないのだと、思ひます。考えるならば、これは本氣で議論しなければならぬが、そうでもなかつたと思ふから、もう一應研究してみよう。

度にしておきまじよう。

次いで私は、この救済に関する手筈のすべてであります。が、本法案によりますと、大体において最高裁判所の要請に委ねておられるようであります。しかし今日われ／＼がここでやつてります刑事訴訟法にいたしまして、も一体この刑事訴訟法に規定すべき事々と、最高裁判所のいわれる規則制定

に委ねるべき事項と、どこに区別があるか。これは非常に問題になつておるのではありません。われ／＼は最高裁判所の規則というものは、主として法廷における秩序維持、その他施行に關する事項をやるものじやないかと思つてゐる。ありますが、この法案のごとく、あげて最高裁判所の規則に任せるということとはどんなものか、こう思われるので、本法案をつくるに至りましたとき、どこから最高裁判所の基準で、どこから法律によつてきめるか、この目途をおかれたらよろしかうと思つてゐるのではありません。

○伊藤參議院司法委員長 御指摘の点に對しましては、いろ／＼われ／＼としましても研究いたしてまいつたのでありますが、御承知の通り、まだ最高裁判所の規則制定權に關する見解というものは、最高裁判所自身に對しては、ここからこゝまでという確定的な意見はまだ發表してないやうに承知してあります。また國會におきましては、その点に對するところの確定的な意見はきまつてないやうに思ひますが、われ／＼の考へるところによりますれば、ただいま御指摘のやうな範圍において、かつまた少くとも國民の權利義務に影響を與うべき事項につきましては、ルールに譲るべきものではないと、こう考へておるのであります。いま、本案におきましては、その線に沿ひまして、極力本法案中にそれを盛りこみたいと、こう考へたのであります。が、最初立案するときにおきまして、いわゆる訴訟手続はルールに譲らう、こゝういふやうな立案基本方針がありましたもので、それによつて譲られたのが、たゞ／＼廣範圍にわたつて

ルールに譲つてあります。お手もとに後ほど差上げましたいわゆる修正によりまして、少くともただいま申し上げたやうなおそれのある部分は、ここに取入れまして、いわゆるルールの制定の範圍を極力狭めまして、その一線を画したいと、こう考へて、修正案というものをお手もとに差上げておる次第であります。さういふ次第ですから、よろしく御了承願ひたいと思ひます。

○鐵治委員 大体これはやつぱり一種の裁判だと思ひますが、裁判所の構成並びにその基準等は、それこそ根本だと思ふのであります。私まだ修正案の方はあまりよく読んでおりませんが、その修正案というものは、あとの分ですか。その修正案のどれにその点がいづれておりますか。

○伊藤參議院司法委員長 たとえば勾留、勾引とか、あるいは過料を科する手続とか、ないしは費用の負担でありますとか、さういふやうな点を、本法に取入れた次第であります。

○鐵治委員 そうすると、今言ふ訴訟法に關するやうな規定は、やはり最高裁判所のルールにお任せになるのですか。

○泉參議院專門調査員 御指摘の点は、合議でやることに予定しておりますが、それは地方裁判所に關する問題であります。その点は、実は七條にちよつと覗かしてあるつもりであります。それから、これがいかなる手続によつて運用されるかという点は、大体の構想をこれに書いたつもりであります。が、しかし御案内のやうに、刑罰を科するのが目的でもありませんし、また勝ち負けをきめるのが目的でもありませんので、民事訴訟法でもなければ、

刑事訴訟法でもない、こゝういふ独特な新しい制度でありますので、そのいづれによるべきかという点について、は、かなり困難な問題があるのではありません。それらの点については、そのどれによつてというよりも、案は書いてないものであります。その運用によつて、それに特殊な手続であるということに相なるかと思ふのであります。それらの点については、本法は骨子を規定したに止めて、些末と言つては語弊があるかもしれませんが、こまかい点はすべて、特に憲法七十七條の規則制定權のみならず、本法に特に最高裁判所に必要な規則を定めるといふ一條を設けまして、憲法七十七條以上に、ルールで定める權限を最高裁判所に任したというやうに解釈しておる次第であります。そこであつたの言われる二十一條でありますか、それには、最高裁判所は、請求、審問、裁判その他の手続について、必要な規則を定めることができる。といふことは、最初書いたものであります。この手続といふだけでは、少しは足りない点がありはしないかといふ懸念をもつておりましたので、この手続といふ字句を修正して事項といふやうに書き改めまして、これを擴張した次第であります。

○鐵治委員 そこで問題になるのです。が、さういふ点まで最高裁判所に委ねてよいものかどうか。ここに懸念をもつわけなのであります。殊にこれは決定ではなく、判決でしょう。判決をやるには、判決をやるだけの法律の規定がなくちゃいかぬと私は思ひます。ですから何としても私は法律できめるべきもので、少くも法律できめるべきものは法律できめなくてはならない。特殊

別なる手続なるがゆゑに、最高裁判所に任せるといふことは、もつとやかましく言へば、最高裁判所に權限のないものを、法律の委任命令が何かで考えられることになりまして、これはどうもおかしいのではないかと思ひます。これはやはり基本法として考えなければならぬ。さうすると、どうしても基礎的な手続規定だけは、これに附屬したものか何かでこしらへるのがほんとうじやないかと思ひます。これは最高裁判所の方でもお困りになつてゐるのじやないかと思ひますが……

○泉參議院專門調査員 なおこれについて申し上げたいと思ひますが、実は何人でもこれを請求することができるといふので、その請求をもつて事が始まる。さうして裁判所としては、まずほとんど職權上の証拠調べその他はやらぬといふ建前で考へてゐるわけでありまして、そこで訴訟進行の手続だけの面から見ますと、民事訴訟的な性格が非常に強いのではないかとさういふに考へておられますので、ルール制定の際にもさういふ線に沿つてつくつてもさういふことを予定してゐるのであります。が、もし本法においてさういふ程度の太綱を示す必要があるといふことでございまして、どこかにルール制定以外のものは民事訴訟の規定によるというやうな一條は、入れた方がいかとも考へてゐる次第でございます。

○鐵治委員 ただいまの点ですが、民事訴訟法によつていふことも、原則としては結構かと思ひますが、ただ民事訴訟法と簡単に言つても、さうはいかぬと思ひます。非常にめんどろな問題がつきまつてきやせぬかと思ひますから、われ／＼もできるだけいたし

まするが、ひとつあなたの方でも、基本的なことだけは取調べをお願いいたします。

次に伺ひたいのは、まことによい制度には違ひありませんが、先ほど私の拘禁について申し上げました、が、一切の点にわたつて非常に濫用をすおそれがないかと考へるのであります。この点は立案者においても、十分考へになつたと思ひますが、これを防ぐ方法について、具体的にどういふ方法をやつておいでになりましたか、この点をまず伺ひたいと思ひます。

○泉參議院專門調査員 鐵治委員の憂えられる通り、私どもも本法の施行によつて相当事件が突出し、場合によると濫用にわたるのではないかとさういふことも考へた次第であります。一面またその濫用を戒めることの度が過ぎるために、陪審の二の舞のごとく、本法がちつとも動かないといふことになつても、本法制定の趣旨に反するといふことも考へられますので、その辺の調和をいろ／＼に考へまして、主として濫用を防ぐ意味におきまして、第二條、五條あるいは九條といふやうな規定を置いたものであります。その趣旨はもつぱら濫用を防ぐという趣旨であります。それから、事に當ります裁判官は、みだりにこれを使つてはいかぬ。裁判官もまたこの條文を濫用してはいかぬといふことを、切に希望してゐる次第であります。二條におきましては、原則として弁護士が請求の代理人になる。これは法律知識の豊かな、そしてその制度上や公職を帯びた弁護士が、責任をもつてます事件を選りわけてくれるといふことを期待してゐる

別なる手続なるがゆゑに、最高裁判所に任せるといふことは、もつとやかましく言へば、最高裁判所に權限のないものを、法律の委任命令が何かで考えられることになりまして、これはどうもおかしいのではないかと思ひます。これはやはり基本法として考えなければならぬ。さうすると、どうしても基礎的な手続規定だけは、これに附屬したものか何かでこしらへるのがほんとうじやないかと思ひます。これは最高裁判所の方でもお困りになつてゐるのじやないかと思ひますが……

○泉參議院專門調査員 なおこれについて申し上げたいと思ひますが、実は何人でもこれを請求することができるといふので、その請求をもつて事が始まる。さうして裁判所としては、まずほとんど職權上の証拠調べその他はやらぬといふ建前で考へてゐるわけでありまして、そこで訴訟進行の手続だけの面から見ますと、民事訴訟的な性格が非常に強いのではないかとさういふに考へておられますので、ルール制定の際にもさういふ線に沿つてつくつてもさういふことを予定してゐるのであります。が、もし本法においてさういふ程度の太綱を示す必要があるといふことでございまして、どこかにルール制定以外のものは民事訴訟の規定によるというやうな一條は、入れた方がいかとも考へてゐる次第でございます。

○鐵治委員 ただいまの点ですが、民事訴訟法によつていふことも、原則としては結構かと思ひますが、ただ民事訴訟法と簡単に言つても、さうはいかぬと思ひます。非常にめんどろな問題がつきまつてきやせぬかと思ひますから、われ／＼もできるだけいたし

まするが、ひとつあなたの方でも、基本的なことだけは取調べをお願いいたします。

次に伺ひたいのは、まことによい制度には違ひありませんが、先ほど私の拘禁について申し上げました、が、一切の点にわたつて非常に濫用をすおそれがないかと考へるのであります。この点は立案者においても、十分考へになつたと思ひますが、これを防ぐ方法について、具体的にどういふ方法をやつておいでになりましたか、この点をまず伺ひたいと思ひます。

わけであります。第五條では請求が明白に理由がないという場合、あるいは補正を命じてその理由が整わない、あるいは疎明がないというような場合、また本法ではいづれ一事不合理的の原則は行われませんので、同じ請求が何度か繰返されて行われることも予想されますし、そうした場合には、すでに一つの請求について、懇切丁寧な判断がなされた場合には、その後のものについては、やや五條に相当するようなものが出てくるのではないかと、このことも予想されますので、そうした場合には、決定をもつてこれを却下するということ。また第九條におきましては、準備調査の結果によつて判決まで行かないで、これまた決定で請求を棄却するといふような場合も設けたわけでありまして、以上によつてなんとか濫用の点はブレーキがかけ得られるのではないかと、このように考へておる次第であります。

○**懲治委員** 第五條の点並びに一事不合理的の点等に関しても、私意見がありますが、これは各條にわたつてのときに質問をいたすことにいたしますが、この第二條の場合、なるほど公職を帯びておる弁護士が代理するとすれば不法なことはやらないだらうといふことも私も考へるし、またそうも言いたいのであります。当事者の依頼によつてやるというこの制度のもとにおいて、弁護士にどこまでも公的公平を期して、いくということは、理想としては結構ですが、実際においていかになるのかと考へられるのであります。従いまして、もしそういうことであるならば、依頼したる弁護士にこれをやらせるといふことではなくて、ちやうど立

会のとくに後で官選弁護士会から選んでもらうといふようなことにもありますように、これをほんとうの公職として当事者の依頼でなくやるということとてなくては、ほんとうの目的が達せられないやないか、かように考へられますが、この点は考へになつたこととさせていただきます。

○**泉參議院専門調査員** 従来の弁護士については、懲治委員の仰せのような場合が多々あつたことは、私も承知いたしております。しかし將來の弁護士のある方としては、まさに先ほど來私が述べましたようなことではなければならぬと考へておる次第であります。また今次弁護士法の改正も考へられておることもにらみ合せまして、実はかように決定した次第であります。それが、それがし理由があるとか、それが、それがし理由があるとか、その他の人権擁護團體が進んで請求しようといふ場合には、第一條の第二項におきまして、當事者の代理人としてではなくして、独自の立場においてしていただくといふことも、期待しておるわけでありまして。

とは、私も人一倍思うが、そうでなかつたらどうするか、そういうふうな根本的に制度を考へて見られるというところが大事じゃないか、こういうことなす。その点はひとつなおよく研究してみたいと思つております。

○**懲治委員** さらに虚偽の申立に対する制裁はあつたんですか。これも相當の規定を設けておかなければいかぬと思ひますが、これはどういふふうになつておりますか。

て、官廳は人民からときにだまされてもよいというふうなことで、これには書かなかつたのであります。その点もひとつ十分御趣旨に副うように考へてみたいと思ひます。

○**懲治委員** なお大きな問題として考へましたのは、捜査のための勾留及び勾引、逮捕等に関する規定と本法との関係、刑事訴訟法には刑事訴訟法としての救済方法があります。それとこの法律との関係をいかに考へになるか。重複する場合に、どうせられるお考へで、おつくりになつたのですか。この点よほど重大だと思ひますから、伺ひます。

東されておるものを救済するといふ建前でありまして、もしそれ刑事訴訟法の手続でその拘束を解かれたような場合には、対象を失ふことになりなす。従つて手続はそれで終了するやうなことになるので、重複の結果を見ないのであります。刑事訴訟法の上訴その他の方法で請求が棄却された、そして依然として拘束が継続されておるといふ場合に、本法による請求が理由ありとして拘束を解くという裁判があつた場合には、それは、本法によつて釈放されるという結果になるわけでありまして。従つてその点大した矛盾は感じないのであるかと、いふに解釈していただきたいと思います。

○**懲治委員** 今新たに提出されております刑事訴訟法の改正法律案八十二條ないし八十七條の規定を見ますと、この規定自身において、まず勾留の理由の開示を請求する。それから裁判で理由があるかないかを調べる。こういうことになつてゐる。恐らくこれで調べられた場合は、本法で保護せんとする正当の手続によらないとか、不法といふやうなことになるまいかと、同じことになると思ひます。そうすると、こゝういふ申立をして、何月何日に開示の裁判か何かをやる。これがあるから、やらぬでいい、向うの方でやるのだから、おれの方はやらぬでいい、こゝういふことが當然起つてくるのではないかと思ひますが、そのときはどう

○**懲治委員** 理屈はその通りだが、実際にそういうことは行われぬといふことが考へられぬでもない。そこでどういふ場合を防ぐのならば、この人身保護を請求するものは、當事者が直接請求する。しかしお前は素人だからいかぬといふので、當事者が金を出して弁護士に頼むのでなく、裁判所なり、弁護士会から弁護士をつけよう、こゝういつて立会の弁護士の制度と同じことにせられるといふことなら、これは目的を達せられる。そうでない、理屈はその通りでありたいものだといふこ

○**懲治委員** それは先ほどのお言葉の通り、あまりやかましく言つては飾りものになつて、こゝがつてやらぬかもしれないが、人身保護だから虚偽の申立をしてもよいといふ問題ではない。明らかに虚偽の申立てをしたといふときには、罰しても少しも差支えないと思ひますが、この点考へが願えるかどうか。

○**泉參議院専門調査員** 実は輕犯罪法制定の際にも、警察犯処罰令にとらみ合せて、官廳に虚偽の申立てをしたといふものが創られておるのであります。その点のことも考へ合わせまし

○**懲治委員** 両方で救済方法をやつておつた場合に、どつちが優先するのですか。

○**泉參議院専門調査員** 本法は現に拘正案八十二條以下のいわゆる勾留の理由開示の請求があつた場合と、人身保護の請求があつた場合、どちらが優先するといふことではないものと考へてお

ります。ただ事実上は本法による請求は、修正でござんのように、申立のあつた日から一週間以内に開くというふうには、非常に迅速に事を処理するようによつておりますので、恐らく本法による請求の方が、先に進行するのではないかと考へております。重複しましても、両々相まつて進行するといふふうに考へております。それから刑事訴訟法改正案八十二條以下の手続は、これはかなり疑問のある規定と、私には解せられる点であります。憲法第三十四條後段を受けて、こういう規定があるのでありますが、一体開示の請求を受けて何になるか、理由があるかないかというだけで、一向結果が出てこないじゃないか。理由があつたらどうなるか。勾留取消が何かになるのでありましょうが、勾留取消になれば、本法の請求も自然消滅になる。つまり開示の請求なんてことが要求されるのではなくて、実は人身保護の要求が請求されているのだ。それを日本の学者といひますか、刑事訴訟法の立案者が間違えて、開示の請求なんてものをここに規定したのだといふふうにも言われておりますので、実は本法の立案の際には、むしろ勾留開示の請求といった觀念を正す意味からも、人身保護法を通さなければならぬといふふうに考へておつたのであります。繰返して申し上げますが、両方の手続は両々相まつて進行せられ、結果においては重複することはなかるうといふふうに考へてゐるのであります。

○鍛冶委員 私もちろんこの新刑事訴訟法で救済がなかつた場合とか、解除の請求がなかつた場合と、初めから

理由がなかつた場合はどうするかといふことを考へますと、いづれにしても、一つの救済方法を二つの法律でやる。その案体のことならよいが、手続のことなんですから、手続を二つともやるということとは、どうしても相容れぬと思ひます。要するにあとでなわばり争ひが起るといふことになる。実体法にはこうだといふことを求めることは、ただあつてもよい手続のことです。これは根本的にお考へおきを願ひたい。これは最高裁判所にも意見を述べたいと思ひますが、本日はこの程度にしておきます。

○井伊委員長 本日はこれで散会いたします。

午後三時五十一分散会